

相続対応に役立つ

戸籍の見方



東京グリーン法律事務所
パートナー弁護士
井崎 淳二

2002年弁護士登録、東京弁護士会所属。
主な取扱分野は、企業法務、金融法務、
不動産、家事（相続、離婚等）など。
農業協同組合、信用組合、信用金庫、建
材メーカー、住宅リ
フォーム業、不動産
管理・取引業等にお
ける様々な業務上の
法律問題に幅広く対
応している。



はじめに

組合員や利用者に相続が発生したとき、金融機関であるJ Aは相続手続のために、戸籍謄本等によって相続人を調査する必要があります。しかし、戸籍の内容について十分に理解していないと、調査に戸惑ってしまい、また、誰が相続人なのかの判断を誤ってしまうおそれがあります。

そこで、本稿では、相続人調査のために必要な基本的事項、特に戸籍の見方について解説します。

一 相続人調査の目的

相続人調査とは、「誰がどのような割合で遺産を相続するか」を明らかにすることです。まずは、次にまとめた相続の順位と法定相続分を確認しておきましょう。

- ・ 配偶者は常に相続人となる
- ・ 第一順位：子（配偶者がいれば子は二分の一）
- ・ 第二順位：直系尊属（配偶者がいれば直系尊属は三分の一）
- ・ 第三順位：兄弟姉妹（配偶者

がいれば兄弟姉妹は四分の一）

配偶者は常に相続人となりま
すので、結局は「配偶者以外に
誰が相続人になるのか」を調べ
ることになります。

つまり、配偶者がいてもいな
くても第一順位（子）の存否を
調べる必要があります。そし
て、第一順位がいなければ第二
順位を調査し、第二順位もい
なければ第三順位を調査する、と
いう順で調査をしていきます。
なお、同順位の者が複数いる
場合には、その順位の法定相続
分について均等な割合で（同順

位の者の頭割りで）全員が相続
することになります。

このような相続人調査は、市
区町村が保管している戸籍を確
認しながら行いますので、戸籍
の見方を押さえておく必要があ
ります。続いて、戸籍制度の基
本的事項を確認しましょう。

二 戸籍制度の概要

1 戸籍の種類

■ 戸籍（図表1）

個人の本籍、名、出生、死亡

改正民法下における保証機関業務をめぐる留意点（上）

学習院大学 平野真由

はじめに

今年四月に施行された、いわゆる改正債権法ですが、今後は、組合員・利用者と実際にやりとりをする営業店での具体的な問題に、よりJA等金融機関の職員の皆様の関心が移ると思われま

す。そこで本稿では、JAや信連といった融資機関が、貸出しを行う際、組合員・利用者（債務者）の債務保証を行う保証機関との取引（次頁図表）を中心に、改正債権法を眺め直してみ

ます。

① 保証機関での求償権と代位権

① 融資機関・債務者・保証機関

JAや信連等の「融資機関」が行う貸金の返還債務（民法（以下、単に条文番号を示す場合）は本法を指す）五八七条を保証する農業信用基金協会、農協信用保証センターや全国農協保証センター等「保証機関」は、前記融資機関への保証債務

（四四六条一項）履行後、「債務者」に、①求償権（四五九条一項）、および②代位権（四九九条、五〇一条一項）といった、経済的に同質な二つの権利を法的に併有します。

② 求償保証人

そして、前記①の求償債務を（連帯）保証する（四四六条一項）「求償保証人」が存在する場合もあります。この求償保証人は、実務上、当該保証対象である融資債務について、保証機関と共同保証（四六五条一項）

であることがほとんどであるといった実態があります。

② 保証対象となる融資契約の内容を事前把握する重要性

保証機関取引の中核起点となる融資契約に着眼してみると、融資契約は法的性質としては金銭消費貸借契約ですから、この当事者間の合意だけをもって、融資機関には相手方に貸す義務が生じます（五八七条の二第一項）。もし保証機関の保証承諾後、

確認しておこう

営業店法務のポイント

第1回 金融機関の業務と 職員の基本的義務



長島法律事務所 弁護士 長島 佑享

1967年4月1日弁護士登録（第二東京弁護士会）、1969年6月埼玉弁護士会へ登録換え。さいたま地方・家庭裁判所調停委員、元埼玉県労働委員会会長、埼玉弁護士会会長（平成元年度）。埼玉県内の多くのJAおよびJA関連団体の法律顧問ほか。



はじめに

金融とは、資金に余裕のある

者から資金が不足している者に、利息を支払うことを条件として、資金を融通することです。そして、この橋渡しをするのが金融機関です。したがって、金融機関の中心的な業務は、多くの人や団体から資金を集めて預かる「受信業務」と、資金を必要とする人や団体に対して融資する「与信業務」となります。

お金は、私達が生活をしていくうえで、必要不可欠な財産です。しかし、お金は現金で保有されるほか、大半は安全性・利便性・有利性に優れる預貯金として金融機関に預けられます。金融機関に集められた資金は、個人や団体に事業または生活の資金としての貸付けや、公共投資等に向けられています。

このように、金融機関は、お客様の大切なお金を預貯金という形でお預かりして財産を保全するとともに、融資等によって

企業の経済活動を活性化させることにより、経済社会の発展に大きく寄与しています。

JAは金融機関としてこうした信用事業を行っていますが、協同組合組織であることから、組合員を中心とする事業を展開しています。

信用事業を営むJAが、何よりもまず大切なことは、組合員・利用者の信用を得ることです。そのためには、JAの経営が健全で安心してお金を預けてもらえること、貯金事務が正確・迅速・丁寧であること、個人の秘密が厳格に守られていることが大切です。

しかしながら、事務処理の実際は、必ずしもマニュアルどおりが正しいとは限らず、マニュアルに定めのない種々の変形があり、例外的な取扱いを必要とする場合も少なくありません。

そのようなときに必要となるのが、金融取引、すなわち貯金および融資に関する法律知識です。日頃その意味を深く考えずに機械的に処理している貯金取

知っておきたい

新連載

印紙税の 基本知識

第1回：印紙税の仕組みとルール



税理士・1級FP技能士 河野利明

1959年愛媛県八幡浜市出身。1982年京都大学法学部卒業、日本鉱業株式会社入社。特殊鋼営業部で対中国貿易などを担当。1988年税理士登録（東京税理士会）河野利明税理士事務所開設。農林中金アカデミー研修講師。

融機関で振込用紙（納付書）を使って納税を完了します。一方で、印紙税の仕組みは、これらの他の税金と、まったく趣を異にしています。

そもそも、課税される対象の「文書」は単なるペーパーです。から、経済価値がないわけで、紙に課税するということが自体不可解です。

実をいうと、印紙税が課税のターゲットにしているものは、「文書」そのものではなく、その文書が作成された背後にある「経済取引」です。「経済取引」においては、通常お金が動きまわりますので、そこに税金を負担する力を見出して課税しているのです。

可能といえます。そこで、「文書課税」という手法が登場しました。

契約が成立した証拠として作成する契約書や、金銭を受け取ったことを証明する領収書など、「文書」は個々の取引が形となって表れたものです。取引が重要であり、金銭的価値が大きいほど、その証拠書類を残したくなるものですから、その「文書」の表面に、収入印紙を貼り付けて納税するという画期的な手法が考え出されました。証拠書類を作成する時を、絶好の課税の機会としてとらえたわけです。

本連載では、JAの営業店において日常業務で取り扱う機会が多い「印紙税」について、基本的な概要と押さえておきたいポイントを解説していきます。

◆印紙税の仕組みとは？

印紙税とは、経済取引にかか

る税金です。

印紙税の申告・納税の手続きは、「文書」に収入印紙を貼り付けて、消印をすることで完了します。

広く知られている所得税や法人税などの納税手続は、納税者が税額を計算して申告書を作り、それを税務署に提出し、金

印紙税がうまく機能している点は、その課税の手法です。つまり、「経済取引」そのものは、人の行為・アクションであって形がないうえに、さらに、取引は日々至る所で無数に行われています。したがって、取引の現場に立ち会ったり、逐一報告させたりするなどの課税手法は不

取引を行う当事者が、収入印紙を予め郵便局やコンビニエンスストアで購入して、それを貼り付けるだけで税金を納めることができるので、国側の税を徴収するコストはミニマムになります。申告書を受け付けたり、納付書を送付したりする必要がないからです。

こうして、印紙税は広くあまねく社会に定着し、今や契約書